

団体保険における 保険金等のお支払いについて

総合福祉団体定期保険・団体定期保険・団体信用生命保険

■ごあいさつ

この冊子は、死亡保険金、入院給付金等のご請求やお支払いに関して、よりご理解を深めていただけるよう、**ご留意いただきたい事項や保険金・給付金をお支払いできる場合、お支払いできない場合の代表的事例**をまとめたものです。

なお、ご契約の保険種類、ご契約の時期によりお取扱いが異なる場合がありますので、ご契約の取扱いに関しましては、『**制度内容のわかる書類（パンフレット等）**』や『**加入内容のわかる書類（加入者証等）**』を必ずご確認ください。

主な保険用語のご説明

約 款	ご契約内容に関するとりきめを記載したものです。
契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（ご契約内容変更等の請求権）と義務（保険料の払込義務）を持つ人をいいます。
被保険者	その人の生死等が生命保険の対象となっている人をいいます。
受取人	死亡保険金や入院給付金等を受取る人をいいます。
保険金	被保険者が、死亡したときまたは所定の高度障害状態になったときにお支払いするお金のことをいいます。
給付金	被保険者が入院されたときまたは手術を受けられたとき等にお支払いするお金のことをいいます。
保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者がご契約のお申込みをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の病歴等、当社がおたずねする重要なことごとについて、ありのままを知らせていただく義務を告知義務といいます。 その際に、事実が告げられなかったり、事実を曲げて告げられた場合には告知義務違反となり、当社はそのご契約の効力を消滅させる（解除する）ことができます。
支払事由	約款で定める、保険金等のお支払いの対象となる事実をいいます。
免責事由	約款で定める、保険金等のお支払いの対象から除外される事実をいいます。
責任開始期	ご契約上の保障（責任）が開始される時期をいいます。
失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
復 活	失効したご契約を、効力のある状態に戻すことをいいます。
解 除	告知義務違反等により当社がご契約の全部または一部を消滅させることをいいます。

目次

● はじめに P1

- ごあいさつ
- 主な保険用語のご説明

● 目次 P2

● 保険金等のご請求手続きについて P3

- ご請求手続きの流れ P3
- ご請求手続き時にご注意いただきたい点 P4
- 保険金等をもれなくご請求いただくために P5

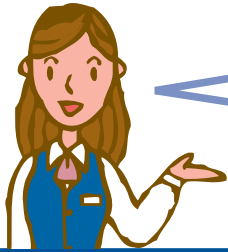
● 保険金等をお支払いする時期について P6

- 保険金等をお支払いする時期について P6

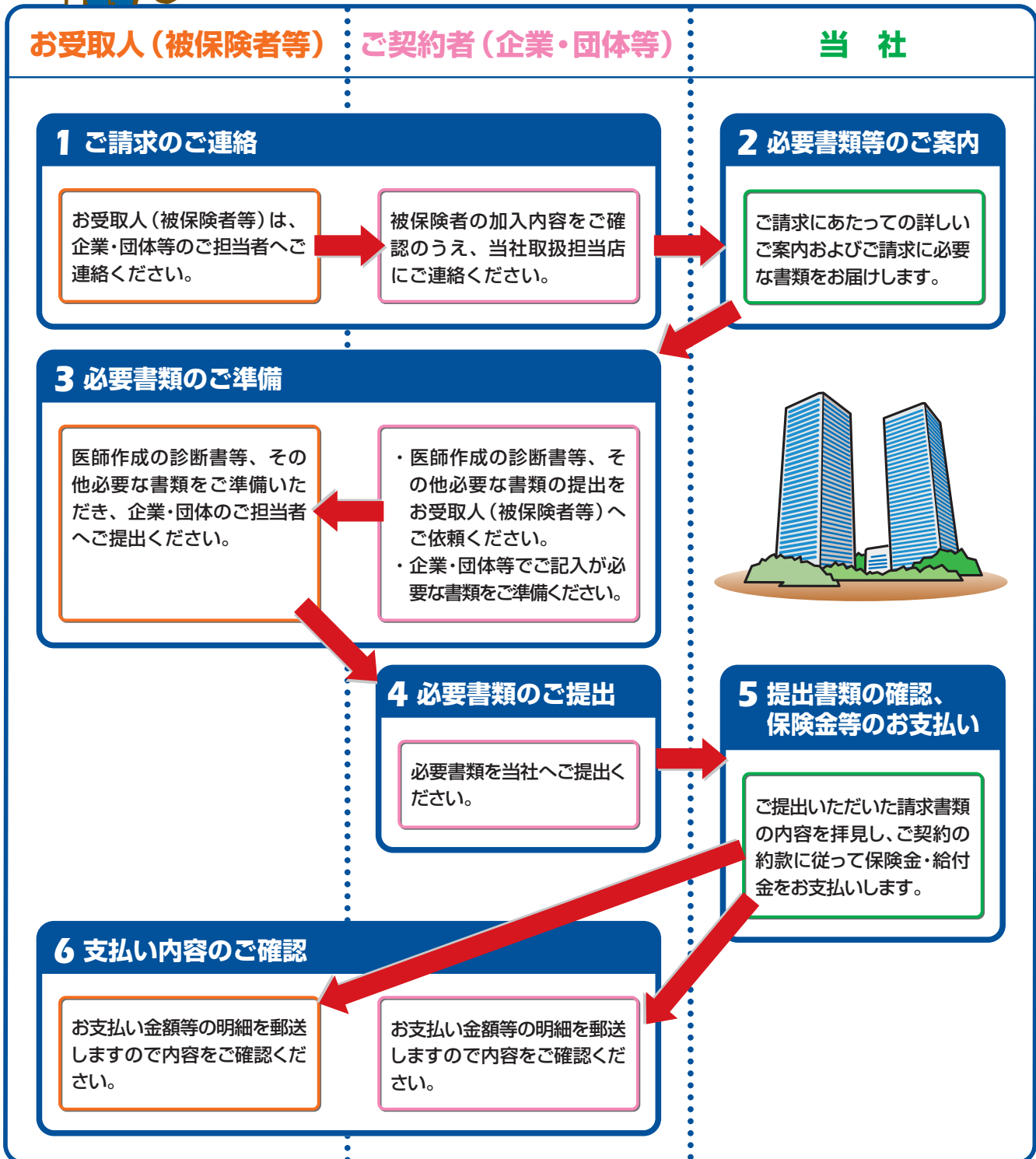
● 保険金等をお支払いできない代表例 P7

- 保険金等をお支払いできない代表例 P7
- 具体的な事例
 - 例1 不慮の事故の判断 P8
 - 例2 自殺による免責 P9
 - 例3 重大な過失による免責 P10

ご請求手続きの流れ



団体保険は、ご契約者である企業・団体等を通じてのお手続きとなります。
被保険者が支払事由に該当された場合、ご請求手続きの流れは、以下のようになります。



保険金等のご請求手続きについて

- ※1 ご契約によっては、上記の流れに準じない場合もありますので、企業・団体のご担当者までお問い合わせください。
- ※2 必要に応じて詳細な事実の確認を実施することがあります
- ※3 ご請求のご連絡をいただいた際、当社担当者が病名や事故の様子等をお伺いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※4 保険金または給付金などをご請求する権利は、3年間請求がない場合に消滅します。

ご請求手続き時にご注意いただきたい点

ご連絡いただく前にご確認いただきたいこと（①ご請求のご連絡）

「制度内容のわかる書類(パンフレット等)」や「加入内容のわかる書類(加入者証等)」をお手元にご用意ください。ご加入の保障内容を十分にご確認いただき、ご不明な点がある場合は、企業・団体等のご担当者または当社取扱担当店までお問い合わせください。

請求書類のご準備について（③必要書類のご準備）

ご請求の内容によっては、診断書のほか、戸籍抄本(謄本)、住民票等をご提出いただく場合があります。詳しくは、当社までお問い合わせください。

また、これらの書類の発行にかかる費用は全てお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

書類提出前にご確認いただきたいこと（④必要書類のご提出）

お支払いの判断は、ご提出いただいた診断書等の内容に基づいて行います。

したがって、次のような場合にはお支払いできない場合がありますので、予めご了承ください。

〈具体的事例〉

診断書の病名が「腫瘍」であり、診断書の記載内容からでは「ガン」であるかどうかの判断ができない場合は、「ガン」をお支払い対象としている特約等であっても、保険金をお支払いできないケースがあります。

事実内容の確認について（⑤提出書類の確認、保険金等のお支払い）

ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご契約前の健康状態、事故の原因等について、詳細な事実確認(医療機関等への確認を含みます)をさせていただく場合があります。

事実確認を行う場合は、ご契約者または被保険者、保険金等の受取人に通知をさせていただきます。

事実確認の実施に際しては、当社または当社が委託しました会社の担当者がご訪問させていただきます。

なお、事実の確認が必要となった場合には、保険金等のお支払いまでに日数を要する場合がありますので、予めご了承ください。

保険金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、その他にも保険金・給付金等のお支払いが出来る場合があります。以下のような代表的事例に該当していないかどうか、ご請求前に再度ご確認ください。該当する場合、または該当するのでは?と思われる場合は、企業・団体等のご担当者または当社取扱担当店までお問い合わせください。

入院給付金のご請求時にご確認いただきたいケース

1

不慮の事故により所定の
障害状態
となった場合

不慮の事故によって

片眼が見えなくなった

両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した

半身が完全に麻痺してしまった

等の障害状態となった

- ・ 障害給付金をお支払いできる場合があります。
- ⇒ 団体定期保険災害保障特約、団体定期保険傷害特約が付加されている場合

死亡保険金等のご請求時にご確認いただきたいケース

2

入院をした場合

お亡くなりになる前に

不慮の事故による入院

をしていた

- ・ 入院給付金をお支払いできる場合があります。
- ⇒ 団体定期保険災害保障特約が付加されている場合

次のような場合もありますので、ご注意ください。

- ① 被保険者が企業・団体等の団体保険の他に個人保険のご契約をされていることはありませんか？ご契約されている場合は、お支払いできる場合がありますので、契約内容のわかる書類（保険証券等）をご確認ください。
- ② 企業・団体に所属している本人だけでなく、家族が団体定期保険等にご加入されていませんか？ご加入されている場合は、お支払いできる場合がありますので、「加入内容のわかる書類（加入者証等）」をご確認ください。

お支払いの対象となるには、いくつかの条件があります。条件によっては、お支払いできない場合もありますので、詳細につきましては、「制度内容のわかる書類（パンフレット等）」や「加入内容のわかる書類（加入者証等）」を必ずご確認ください。

保険金等をお支払いする時期について

保険金等をお支払いする時期について

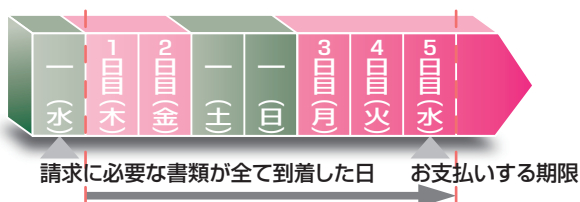
保険金等のお支払いは、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、ご指定の口座にお支払いいたします。

当社にご提出いただいた書類を拝見した結果、ご契約前の健康状態、事故の原因など、お支払いのために必要となる詳細な事実確認（医療機関等への確認を含みます）をさせていただく場合があります。

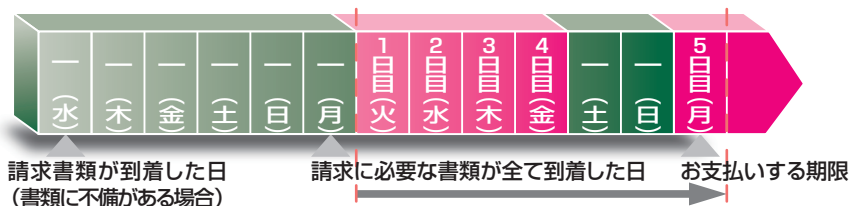
保険金等のお支払いのために事実の確認が必要な場合

- （1）保険金等のお支払いのために次の事実の確認が必要な場合は、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いいたします。
 - ・ 保険金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場合
 - ・ 保険金などのお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
 - ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合
 - ・ 約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- （2）前記（1）の確認をするため、弁護士法に基づく照会や刑事手続きの結果についての捜査機関に対する照会等、特別な照会や確認が必要な場合は、ご請求に必要な書類が全て当社（当社の本社、支社、営業店など）に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いいたします。

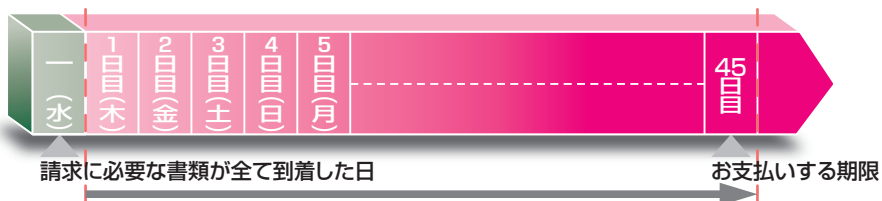
ご提出いただいた
請求書類にて
お支払いできる場合



ご提出いただいた
請求書類に
不備があった場合



(1)の
事実の確認が
必要な場合



(2)の
特別な照会や
事実の確認が
必要な場合



- ・ 保険金等を支払期限経過後にお支払いする場合は、期限を越えた期間について遅延利息をお支払いします。
- ・ ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が正当な理由なく必要な事項の確認を妨げ、または応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、当社はこれにより確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

保険金等をお支払いできない代表例



1 支払事由に該当しない場合

保険金・給付金が支払われるのは、約款に定める支払事由に該当した場合です。該当しない場合にはお支払いできません。支払事由はご契約(特約)によって異なりますので、詳しくは、ご契約時にお渡ししている『制度内容のわかる書類(パンフレット等)』や『加入内容のわかる書類(加入者証等)』を必ずご確認ください。

以下の場合には支払事由に該当しない代表例です。

- ・当社が保障の責任を開始する前に生じた不慮の事故や病気を原因とする場合
- ・入院が約款に定める支払事由に該当しない場合
 - 入院日数が、約款に定める最低限必要な日数に満たない場合
 - 入院日数が、約款に定める一回の入院に対する支払限度日数または通算の支払限度日数を超えた場合 等
- ・約款に定める入院に該当しない場合
 - 自宅などで傷病の治療が可能であり、常に医師の管理下のもと治療に専念する必要がない傷病による入院の場合 等
- ・死亡・入院等の原因が約款に定める「不慮の事故」に該当しない場合 **事例1**
 - 疾病を原因とする事故や約款に定める分類項目から除外されている事故の場合 等

2 免責事由に該当した場合

支払事由に該当しても、約款に定める免責事由に該当する場合は、ご契約(特約)の約款にお支払いできない場合を定めており、そのいずれかに該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。免責事由はご契約(特約)によって異なりますので、詳しくは、ご契約時にお渡ししている『制度内容のわかる書類(パンフレット等)』や『加入内容のわかる書類(加入者証等)』を必ずご確認ください。

以下の場合には免責事由に該当する代表例です。

- 死亡保険金の免責事由**
 - ・責任開始期から、1年以内の被保険者の自殺 **事例2**
 - ・保険契約者・受取人の故意による支払事由の発生 等
- 災害保険金の免責事由**
 - ・保険契約者・被保険者の故意または重大な過失による支払事由の発生 **事例3**
 - ・被保険者の泥酔状態を原因とする事故 等

3 告知義務違反による解除の場合

ご契約者(企業・団体等)または被保険者が、事実を告知されなかったり、事実と異なる告知がされていた場合は、ご契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反のため解除となり、保険金・給付金のお支払いが出来ない場合があります。なお、告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。

4 詐欺行為や保険金・給付金等の不法取得目的等があった場合

保険契約の締結、更新もしくは復活または被保険者の中途加入の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為や保険金を不法に取得する目的があった場合には、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は解除、取り消し、無効となり保険金等のお支払いは出来ません。

保険金等をお支払い取扱いに関する留意事項について

お支払いできる場合

横断歩道を歩いていたところ、信号無視の自動車にはねられ、両足を骨折したため、入院治療を受けられた場合



約款で定める「対象となる不慮の事故」に該当するため、**お支払いします。**

お支払いできない場合

「骨粗しょう症」で加療中であったが、立ち上がろうとして片足に体重をかけ立ち上がったところ足首を骨折したため、入院治療を受けられた場合



「疾病または体質的な要因」をもともと有している方が通常の日常行為の中で受傷された場合、約款で定める「対象となる不慮の事故」とはみなされないため、**お支払いできません。**

解説

- ・「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ、約款に定める所定の分類項目に該当する事故をいいます。
- ・疾病を原因とする事故や約款に定める分類項目から除外されている事故は、「対象となる不慮の事故」には該当しません。

約款記載の一例

別表1 対象となる不慮の事故（一部抜粋）

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
4.その他の道路交通機関事故	E826 ~E829

保険金をお支払いできる場合、お支払いできない場合

上記は、保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。ご契約の保険種類や契約時期によっては取扱いが異なる場合があります。お客様ご自身のご契約のお取扱いに関しては、『制度内容のわかる書類（パンフレット等）』や『加入内容のわかる書類（加入者証等）』を必ずご確認ください。

お支払いできる場合

ご契約から5年経過後に、被保険者が自殺された場合



ご契約後、所定の期間を経過した後の自殺のため、死亡保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

ご契約の増額日から3ヵ月後に被保険者が自殺された場合



ご契約を増額された場合には自殺の免責期間は増額日から算定します。3ヶ月は所定の期間内に該当するため、増額部分の死亡保険金はお支払いできません。

解説

- ・ご契約後所定の期間内の被保険者の自殺による時、保険金はお支払いできません。所定の期間については、ご契約(特約)のご契約日(特約付加日)によって異なります。
- ・増額のお手続きをされた場合は、増額された日が責任開始日になるため、所定の期間が経過していない場合は、増額部分の死亡保険金はお支払いの対象となりません。

約款記載の一例

〈福祉団体定期保険普通保険約款〉

死亡保険金額の増額または減額(死亡保険金額の増額) 抜粋

第35条 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、この保険契約の全部または一部の被保険者について死亡保険金額を増額することができます。

②第4条(加入資格)、第8条(告知義務)、第10条(責任開始期および契約日)、第22条(高度障害保険金の支払)、第25条(死亡保険金を支払わない場合)第1号、第28条(告知義務違反による解除)、第32条(詐欺による取消し)、第33条(不法取得目的による無効)および第42条(年齢または性別の誤りの処理)の規定は、本条による死亡保険金額の増額の場合にその増額部分について準用します。

・上記は、保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。ご契約の保険種類や契約時期によっては取扱いが異なる場合があります。お客様ご自身のご契約のお取扱いに関しては、『制度内容のわかる書類(パンフレット等)』や『加入内容のわかる書類(加入者証等)』を必ずご確認ください。

お支払いできる場合

- ・ 居眠り運転をして、路肩に衝突し、死亡された場合
- ・ 酒に酔っていたが、横断歩道を歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合



重大な過失には、あたらないため、災害保険金をお支払いします。

お支払いできない場合

- ・ 危険であることを認識できる状況で高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡された場合
- ・ 道路上で寝込んでいるところ、車にはねられ死亡された場合



重大な過失にあたるため、災害保険金はお支払いできません。

解説

- ・ ご契約(特約)ごとに災害保険金や給付金等をお支払いできない場合(免責事由)を約款に定めており、そのいずれかに該当する場合には、災害保険金・給付金等はお支払いできません。
- ・ 災害保険金の免責事由には、「被保険者の故意または重大な過失」のほか、以下の「約款記載の一例」などの事由があります。また、死亡保険金、高度障害保険金および給付金なども別途免責事由を定めています。
- ・ 重大な過失とは、注意義務を著しく欠く場合をいいます。重大な過失の判断にあたっては客観的、一般的な視点から著しい不注意にあたるか否か、個別的な特殊事情があるかどうか等を考慮し、慎重に判断します。

約款記載の一例

〈団体定期保険災害保障特約条項〉

(災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払わない場合) 抜粋

第14条 当社は、被保険者が次の各号のいずれかによって第5条(災害保険金の支払)、第7条(障害給付金の支払)または第10条(入院給付金の支払)の規定に該当した場合には、災害保険金、障害給付金または入院給付金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害保険金の受取人、障害給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただしその者が災害保険金の一部の受取人、障害給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、当社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める運転資格をも持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (8) 地震、噴火、または津波によるとき
- (9) 戦争その他の変乱によるとき

・ 上記は、保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。ご契約の保険種類や契約時期によっては取扱いが異なる場合があります。お客様ご自身のご契約のお取扱いに関しては、『制度内容のわかる書類(パンフレット等)』や『加入内容のわかる書類(加入者証等)』を必ずご確認ください。

個人情報のお取扱いについて

個人情報のお取扱いについて（利用目的）

当社では以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じ、個人情報を利用いたします。

- ・各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

機微（センシティブ）情報の取扱い

保険業法施行規則第53条の10により、保険会社が取り扱う保健医療等の特別の非公開情報（機微（センシティブ）情報）については、保険会社の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社では、これらの情報について、同規則により限定されている目的以外では利用いたしません。